

介護福祉士・社会福祉士の資格取得を目指す方へ修学資金をお貸しします。

介護福祉士、社会福祉士の資格取得を目指し、養成施設等(通信教育を含む)に修学する修学生に修学資金の貸付を行います。

平成 22 年度介護福祉士等修学資金貸付制度の募集について

- 1 募集期間 平成 22 年 4 月 12 日(月)～5 月 10 日(月)
- 2 貸付対象者 原則として宮城県に住民登録をし、養成施設等を卒業後宮城県内の規程する業務に従事しようとする方。
宮城県に住民登録はしていないが宮城県の区域内の養成施設等に修学し、卒業後宮城県内の規程する業務に従事しようとする方。
養成施設により該当しない場合もあります。
- 3 貸付条件 貸付額
月額 50,000 円以内
入学準備金 200,000 円(初回貸付時のみ)
就職準備金 200,000 円(最終貸付時のみ)
上記の貸付額の範囲以内で、希望する額が貸付られます。
貸付利子
無利子。ただし、資金を借り受けた方が正当な理由がなく、返還しなければならない日までに資金を返還しなかったときは、年 14.5%の割合で延滞利子がかかります。
貸付期間
養成施設等に在学する期間
- 4 貸付方法 宮城県社会福祉協議会と修学資金の貸付を受けようとする方との契約により貸付を行います。
- 5 貸付金の交付方法 年 2 回貸付決定者の金融機関口座に振り込みます。
- 6 返還について 養成施設卒業後 15 年以内に月賦又は半年賦での返還となります。
返還免除について
養成施設等を卒業してから 1 年以内に、介護福祉士等の資格を取得・登録し宮城県内の規定する業務に従事し、かつ 5 年間連続して従事した場合は返還が免除されます。
中高年離職者(養成施設等入学時に 45 歳以上で、離職して 2 年以内の場合に修学資金の貸付を受けた場合)及び過疎地に指定された市町村にある当該施設に従事した場合は、原則 3 年間連続して従事した時に免除になります。
宮城県内で、修学資金の貸付を受けた期間以上に規定する業務に従事した場合には一部免除になります。

詳しくは宮城県社会福祉協議会までお問い合わせ下さい
生活資金係 電話 022-225-8478